

日本における更生保護制度を实践する

# 保護司



栃木県保護司会連合会会長  
保護司 安藤 良子

法務省保護局長  
今福 章二

## 序：保護司の本質

---

### ■ 保護司とは

- ▶ 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア
- ▶ 保護司法に基づき，法務大臣から委嘱
- ▶ 給与は支給されない（交通費などの実費弁償のみ）
- ▶ 130年以上前に始まり、効果的な犯罪者処遇制度として日本社会に根付いている

### ■ 保護司の本質

- ▶ 地域において保護観察対象者を隣人として受け入れること
- ▶ 法執行とは異なる立場から，犯罪や非行をした人の相談に乗り，助言をし，同じ目線に立って親身に接する存在であること
- ▶ 犯罪や非行をした人を地域とつなぎ、地域を啓発し、社会的孤立などの課題に取り組んで、包摂的な社会を築くこと
- ▶ 他者や社会の幸福を願って行動し、その関わりから生まれる自らの成長に幸福を感じるボランティア精神

## 保護司になった経緯

---

---

### ■ 経歴

1968年 獣医師国家試験合格

1979年 南アフリカ共和国 国立プレトリア大学獣医学部1年間留学  
第3子出産

1985年-1989年 アルゼンチン共和国 国立ラ・プラタ大学獣医学部  
研究員

1991年 栃木県小山市議会議員

1994年 保護司委嘱

2015年 栃木県保護司会連合会会長

## 保護司の対象者とのかかわり

---

### ■ 処遇活動の実際とその魅力

- ▶ 保護観察対象者が何を考えているのかを理解するため、小さな仕草を観察
- ▶ 面接では、安心して何を話しても良い空間を作ることを心掛け
- ▶ それによって、彼らと信頼関係を構築していく
- ▶ 彼らの変化、変わっていく姿を見ることができるとは、保護司の魅力



## 地域社会の理解と協力

- 地域の理解はなぜ必要か。
- 保護司はどのように安心・安全な地域作りに貢献しているのか。
  - 犯罪者はいつか社会に戻ってくる存在
  - 社会からの排除では解決しない問題
  - 地域において保護司としての立場を活用し、地域社会と保護観察対象者を地域で活用しながら地域と結びつける存在であること
  - 保護観察対象者と同じ地域に住む住民の一人として、相互信頼に基づき、対象者の福祉のために手を差し伸べる存在であること
  - 地域の方々に犯罪や非行からの立ち直りへの理解と協力を求め、活動を通して、保護観察対象者の立ち直りを支援すること



➡ 包摂的な「誰一人取り残さない」社会の実現

## 保護司仲間との協力

---

- 地区保護司会の機能
  - ▶ 保護観察事件についての相談
  - ▶ 定例研修会やテーマごとの会議
  - ▶ 地域での犯罪予防活動



更生保護サポートセンター

- 様々な問題解決のために一つの方向を一緒に向いていける仲間
- サポートセンターなどで、保護司同士が情報共有することは大切

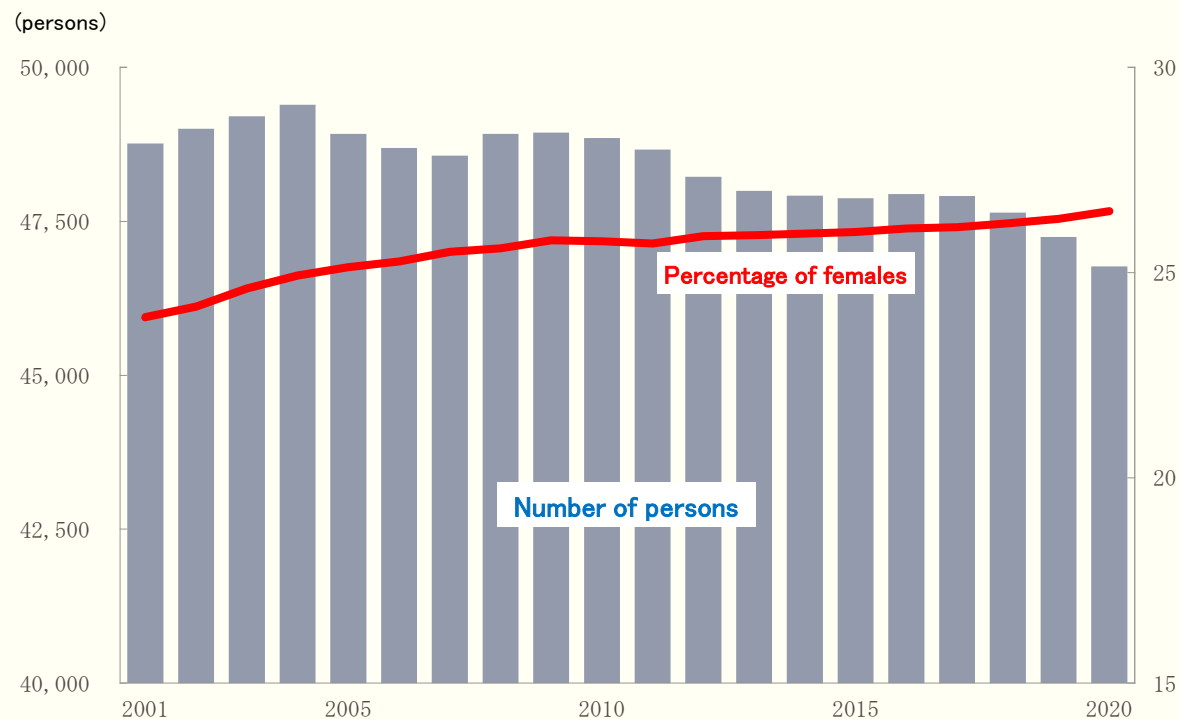
## 関係団体等との協力

### ■ 目的と課題

- 円滑な処遇活動
- 他のボランティア団体等との情報共有等による保護司のなり手の安定的な確保
- 保護司数：46,358人（2021年1月1日現在）



- 地域における関係団体との協力を通じた保護司の職務や活動への理解の促進
- 近年における保護司の存在の見える化を通じた地域の理解の促進



---

ご清聴ありがとうございました。

